

消費者契約法のポイント

消費者契約法ができることによって期待される救済

①消費者が事業者と締結した契約(=消費者契約)を全て対象とします。

②消費者契約の締結過程に係わるトラブルの解決

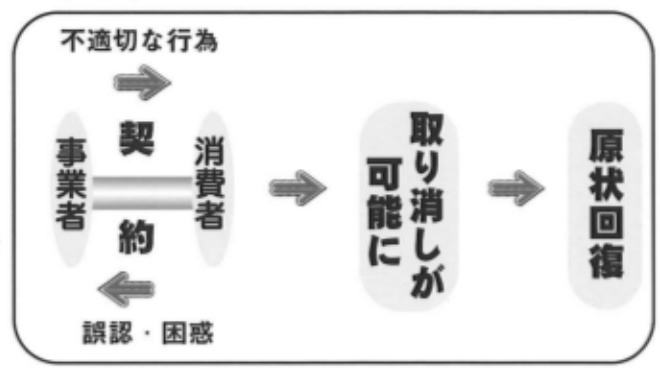
消費者は、事業者の不適切な行為(①不実告知、断定的判断、故意の不告知②不退去、監禁)により自由な意志決定が妨げられたこと(①誤認②困惑)によって結んだ契約を取り消すことができます。(※1)

③消費者契約の契約条項に係わるトラブルの解決

消費者が事業者と結んだ契約において、消費者の利益を不当に害する一定の条項の全部又は一部が無効となります。(※2)

問合せ先 消費生活センター富士吉田分室
市民生活課 ☎0555(24)9030

(※1)



(※2)



城下町奉行だよの

運転免許証を大切に

車でお出かけのドライバーの皆様！運転免許証をお持ちですか。

車を運転する際には、必ず運転免許証を携帯しなければなりません。今や車は、皆さんの足として欠かせない交通手段となっています。

夏の時期、薄着になったり、バックに入れて持ち歩き紛失することも多くなりますので気をつけましょう。

運転に絶対必要な運転免許証を紛失(破損・失効)しますと再交付手続きのため皆さんの貴重な時間や費用がかかり、日常生活に少なからず影響を与えることとなります。運転免許証は大切に取り扱い、紛失や破損、失効させないように十分に注意しましょう。

問合せ先

運転免許課
都留分室 ☎(43)4101
八田村 ☎055(285)0533
テレホンサービス
☎055(285)4872
県下各警察署 免許係

風水害・土砂災害への備えは十分ですか

毎年台風や集中豪雨などを原因とした、土石流・地滑り・山崩れ・崖崩れなど、一瞬にして尊い人命や財産を奪い去ってしまう痛ましい状況が報じられますが、日ごろから家の周囲の危険と思われる場所をチェックし、避難場所や避難経路について話し合っておくことが大切です。

台風が近づいたり、大雨になるような時は、テレビ・ラジオなどによる情報を参考に、十分な注意や対応を取るようにしましょう。

危険だと思ったら近所に声をかけ、協力して早めに避難しましょう。

避難の際は、動きやすく安全な服装で、荷物は最小限にし、落ちついて行動し、高齢者や子ども、病弱な家庭では、明るいうちに避難するなど、早いうちに安全に避難することを心掛けましょう。

梅雨明けは、大雨や集中豪雨の時期です、災害に対して十分に備えておきましょう。

